

平成25年第21回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年11月5日(火)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第40号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書
- (7) 平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める
陳情書

3 協議

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

全国学力・学習状況調査結果の概要について
石神井東小学校における個人情報の紛失について
大泉南小学校における個人情報の紛失について
「練馬区成人の日のつどい」の開催について
その他

第32回練馬児童劇団発表会の開催について
その他

開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 4時40分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

おはよう。ただいまから、平成25年第21回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が12名おいでになっていらっしゃる。よろしく願います。
それでは、ここで本日の会議の進め方についてお諮りする。
本日の議案第40号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるおそれがある
ので、個人情報保護のため非公開として報告の後にやりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第40号の審議は非公開として報告の後に進行。
それでは、案件に入る。
本日の案件は、議案1件、陳情7件、協議1件、教育長報告5件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書
- (7) 平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情書

委員長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情5件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただく。

委員長

それでは次の陳情案件に進む。平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書、また、その次の陳情案件、平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情書である。この2件の陳情案件については、本日新たに提出されたものである。事務局より願います。

事務局

それでは、本日、陳情が2件出ているので、要旨について説明させていただく。

まず、平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書である。陳情代表者は、記載のとおりである。なお、11月1日に追加署名396名、さらに11月5日に追加署名510名を受領している。

平成25年陳情第2号 読み上げ

続いて、平成25年陳情第3号である。陳情者については記載のとおりである。

平成25年陳情第3号 読み上げ

委員長

それでは、これらの陳情案件については、本日は読み上げのみとし、「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件は、本日で9回目の協議となる。本日は保育サービスの充実のテーマに関する資料が提出されている。

それでは、資料の説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま説明のあった資料を含めて、保育サービスの充実のテーマに関する資料が大変整ってまいった。次回に報告書をまとめていきたいと考えているので、各委員のご意見を伺いたいと思う。したがって、本日はただいま説明のあった資料について各委員のご質問をお聞きするとともに、保育サービスの充実のテーマ全般に関する成果、課題、今後の方向性についても後ほど各委員にご意見をお聞きしたいと考えている。

それでは初めに、ただいま説明のあった資料について、各委員のご質問をお聞きしたいと思う。

天沼委員

保育施設・幼稚園の形態が10形態用意されたということで、さまざまな方法で待機児童解消に取り組んでいる様子は、これらを見てわかる。待機となる割合が、施設ごとに異なると思うのだが、待機児童が多くなる場所、あるいは入所希望者の倍率が非常に高くなっているところを教えてください。

保育課長

待機児童の考え方については、まず認可保育所を希望し、その後選考して入所者を決めるわけだが、そこに入れなかった方の中で、そのほかの保育サービスにも入れなかった方を待機児童と呼んでいる。認可保育所については、今のような理由から、非常に倍

率が高いのだが、ほかの施設についても、それぞれ定員は満たしている。それぞれの施設について、どの程度待機児童がいるかということは、私立ということもあり、また1人で複数申請している方もいるので、つかめないところである。全体として待機児童がいるということをご理解いただきたいと思う。

天沼委員

先ほどのご説明の中で、待機児童は0、1、2歳に多いということであった。今回、家庭福祉員、駅型グループ保育室、グループ家庭的保育、スマート型保育をはじめ、認証保育所や保育室も0歳から2歳児を受け入れているということであるが、次年度待機児童解消の見込みは立っているのか。

保育課長

次年度につきましては、742人の定員増を図るということで、取り組んでいるところである。大きな定員数増を図れる部分は認可保育所であり、具体的には530人の定員数増を図る予定である。その他の施設については、規模が小規模であるため、施設数を増やしても定員数が大幅に増えるわけではない。

次に742人の定員増を図ることにより、現在578人となっている待機児童が解消できるのかということについてであるが、概算となるが、742人のうち、0～2歳に充てられる約40%である。定員が一番大きく増えるのは認可保育所だが、認可保育所は5歳まで保育しているので、0～2歳に充てられるのが40%である。742人を40%で計算すると約300人ということになり、本年と同じように待機児童が発生したと仮定すれば、300人弱待機児童が発生する。これが現状である。

こども家庭部長

待機児童についてである。待機児童の定義は、現在、厚生労働省において、見解は確定していない。練馬区においては従来から最も実態に近いという観点から、認可・無認可にかかわらず保育園に入れなかったお子さんから、特定の園だけご希望されているお子さんを引いた数字を待機児童と定義している。

他の自治体においては、育児休業が延長できなかったのでやむなく仕事をやめた方、それから、なんとか会社をお願いをして育児休業を延長した方も待機児童に入れれないという考え方もあるわけだが、私どもについてはそのような方々も含めて待機児童として認定している。今回の578人という待機児童については、特定の希望しかしてなかった方々を除いてある。結局どこにも預かってもらえなかった方々について、578人としたところである。

それから現状について、先ほど保育課長から、約300人を切るような待機児童ということであったが、この資料2-1の2枚目の上の表をごらんいただきたいのだが、待機児童はほぼ90%が0、1、2歳から発生している、したがって、578人の9割は0、1、2歳である。例えば認可保育所をつくったときに、0～5歳児までの部屋をつくり受け入れをするのが前提である。例えば100名の保育園をつくったときに、0、1、2歳にさける定員が先ほど申し上げたように40%である。だから、100名

の定員の認可保育園をつくったとしても0、1、2歳については40名分の受け入れし
かできないわけである。ほかにこの2 - 2の表にあるように、0、1、2歳を中心に受
け入れている認証保育所などによって、0、1、2歳が入れるような条件は整えてきて
いる。そのような中において、現存する578名の待機児童が来年も同じ数であるとし
たとき、742名の約4割が0、1、2歳の受け皿になり得るわけで、約300名分が
保育園等に入れるということになり、待機児童数は300人を下回る数字になるのでは
ないかということである。このような点から、保育所をつくったとしても、0、1、2
歳の受け入れ枠は4割であり、578名の待機児童を解消するとすると、数字上約2.5
倍の器をつくらないと待機児童は解消できない。先ほどもあったが、ニーズ調査を行っ
ている。そのニーズ調査がまとめ次第、現在の保護者のニーズ等を踏まえて、これか
らどのような整備を行えば、いつまでに体制が整うというがわかる。来年の2月になる
と思うが、当委員会にてご報告させていただきたいと考えている。

天沼委員

今のご説明に関連して、0、1、2歳のお子さんは40%しか受け入れられないとい
うことであったが、練馬区内において、0、1、2歳のお子さんが多い地域と、そうで
ない地域があると思う。そのようなことを踏まえながら、そのような年齢の子供が多く
いるところを重点的に対応していかなければ、スムーズに解消できないのではないかと
思う。それから、どの施設にも子供を預けていない家庭があるということだが、そのよ
うな方は自宅で育児・保育に専念しているということになるわけだが、そのような方
に対する行政としての支援はどのような状況にあるのか。

こども家庭部長

先ほど申し上げたように、育児休業の延長、離職、求職活動を中断するなど、子供を
ご自身で育てている方が多数いると思っている。例えば、子ども家庭支援センターにお
ける子育て広場などに子供と一緒に定期的に来ていただけるような器を整えておく。あ
るいは、この前の報告にもあったが、練馬区として財政的な支援を行い、民間の子育て
支援施設をつくっていただくというように体制は整えていきたいと思っている。いずれ
にしても、保育施設を拡充することが第一義的に必要と思われるので、先ほど申し上げ
たように取り組んでいるところである。

保育課長

設置場所についてであるが、私どもは、待機児童が多い地域を中心に保育所の整備を
図っているところである。それから、保育園に預けられれば仕事をしようという方もい
る。そのような方は、一時保育という制度を利用することもできる。この制度は、毎日
子供を預けるわけではないが、このような制度を活用しながら就職活動を続けている方
もいる。

委員長

ほかにご質問があったら願います。

外松委員

毎年待機児童が多くなっていて、働きたいお母さんたちが多い現状がはっきり見えてきているわけだが、今提示していただいたように、区としてもさまざまな取り組みを行っている。幼稚園を除くと保育に関してだけでも8種類の形態を用意して、待機児童に対応している。その中で、認可保育所が区内には101施設ある。そして、保護者が仕事をしやすいように、駅近くのビルテナント等を借りて、認証保育所が設置され、数が増えてきている。保育時間も認可保育所より2時間も長くて13時間となっている。認証保育所の中には、3歳児以上が入れる施設が20か所あるが、3歳児以上となると、園舎がビルのテナント等では、外で遊ぶ機会が減ってしまう。そのようなことに気を配って、保育活動を行っていると思うが、あまりよい保育環境とは言えないのではないか。将来的なことを考えると、なるべく認証保育所が、園庭もある認可保育所に移行することが、子供にとってはよりよい環境となるのではないか。だが、さまざまな意味でお金がかかることであるため、大変なことであるが、そのような視点もぜひ持っていただけたらと思う。

保育課長

認証保育所は東京都の要件の中で駅からの距離が決められているため、駅に近い施設が多い。そのような点から、子供を預ける側にとっては、電車に乗る直前に子供を預けることができるため、非常に便利である。その一方で、園庭が確保できないという課題がある。認可保育所も同じように、園庭を確保できない場合は、近くの公園等を活用していくこととなっている。認可保育所に園庭はあるが、園児数も多いため、散歩の時間として、近くの公園に行くというような活動を行っている。いずれにしても、安全には十分注意して、そのような活動に取り組んでいるところである。

それから、認証保育所を認可保育所に切り替えるということについてだが、今回の待機児童解消加速化プランの中に、認可化可能性調査というものがあり、練馬区も手を挙げたところである。認可保育所以外の保育所が認可園になるためにはどのようなことをすればよいか。逆に言うと、現在どのような支障があるかということ进行调查するものである。今後練馬区としてもこの仕組みを十分活用していきたいと考えているところである。

天沼委員

今、外松委員から費用の面でご指摘があったが、入園料と保育料月額にはばらつきがある。入園料がなかったり、あったり、高いところでは5万円を超えるところある。そして、保育料月額についても8,000円程度のところから6万円というところもあるようである。この費用の格差がサービスの格差につながってくるのかもしれないが、これを是正するために、区立、私立の別、認可、認証の別などにかかわらず、保護者の負担が大きいところには、補助金を出すなど支援をしていかなければならないと考える。そのような取り組みがなければ、認可保育所に移りたいということになり、その中で倍率が上がり、新たな待機児童が発生するということが起こり得るのではないか。その辺りの

ことを含めて、保護者に対する財政的な支援はどのような状況であるか。

保育課長

保育料の金額の格差がサービスの格差につながるという指摘があった。例えば、家庭福祉員の保育料は月額2万5,300円であり、認証保育所の保育料は月額4万～6万円となっている。家庭福祉員は、保育の形態が子供を自宅で見守るものである。その一方で認証保育所は、駅近くの建物の中で保育をするものであり、それぞれを比較すると設備面で大きな差があり、そのあたりが金額の差となっている。

その一方で、認可保育所と認証保育所については、認可保育所のほうがよいと思っている方が多い。認証保育所も、駅から近くて、保育時間が13時間となっているため、こちらを先に選ばれた方もいるが、多くの方は認可保育所がよいと思っているようである。そのような中で、それぞれの保育料を見ると、逆に認可保育所の保育料は安く、認証保育所の保育料のほうが高いという状況になっている。これは、認証保育所は東京都の制度であり、国からの財源の補助がないということが主たる要因になっている。

先ほど申し上げた認証保育所の認可化の話になるが、今後、認可化ということになると、国費が入ってくることもあり、そのときに金額の整理がつくと考えているところである。

天沼委員

格差は継続しそうというご説明であったかと思う。状況はわかった。

委員長

ほかの方、ご質問はあるか。

安藤委員

保育料月額のところでは格差があるということが挙げられた。認可保育所に入れませんが、認証保育所には入れる。しかし、認証保育所は保育料月額が高いということで見合わせる方がいるのか。

保育課長

認可保育所に入れなかった方が、認証保育所、その他の保育施設に入っている。認可保育所より月額保育料が高い認証保育所にも、認可保育所に入れなかった方々が入っているケースはたくさんある。

安藤委員

待機児童にカウントされている中に保育料の問題が関係する方がいるか。

こども家庭部長

私の説明が悪かったかもしれない。待機児童の定義についてだが、認可保育所に入りたいと申し込んでいたにもかかわらず入れなかった人が1,200人ぐらいいる。その中

で、認可保育所には入れなかったが、認証保育所や保育室などに預かってもらえることになった人を引き、さらに、ここの園でないと嫌だと言った人は、ほかの園だったら入れた可能性も多分にあるので、その方も引いて、最終的な人数が578人である。現状として、このように待機児童をカウントしている。

先ほど申し上げたが、他の自治体においては、育児休業を延長した方や、職探しをあきらめた方は待機児童から抜いてしまう自治体もあるが、私どもとしてはあくまでこの2つだけが除外である。578名という数字は、そのような意味では、最も実態に近い数字ではないかと思っている。

当委員会においても、不服申し立て等のご審議をいただいているが、相当数の方が認証保育所にお入りになられて、認可保育所に入れなかったことを不満に思われている方が多い。先ほど天沼委員からもありましたが、やはり保育料の違いや、さまざまな条件の違いということから、認可保育所を最後まで希望される方が多い。しかしながら、その希望がかなわなかったということで、さまざまな不服申し立て等が出ていると考えている

私どもとしては、私どもの考える待機児童という観点に立つと、どこかに入れたということであり、待機児童としてはカウントしていないが、いずれにしても、幼稚園、保育園等の拡充について引き続き取り組んできたい。これは量的なもの、質的なもの、それから、さまざまな負担金等についても、あわせて考えていく必要があると考えている。

委員長

よろしいか。

そろそろ、ご質問がなければ、次に行きたいと思う。

それでは、保育サービスの充実のテーマ全般に関する課題、成果、今後の方向性について、ご意見を伺いたいと思う。よろしく願います。

教育長

来年度に向けて、742人の定員枠を確保するとしている。これは、当初500人だったところを242人大幅にプラスして整備するとした。しかしながら、今年の例にのっとるという前提ではあるが、300人ぐらいの待機児童が出てしまうだろうという見込みである。我々としては、いつまでも待機児童が生じていくことは避けたい。できるだけ早く待機児童ゼロに近づけていきたいと思っている。待機児童ゼロに向けての計画を明らかにしていくということが、今私たちに求められていることだと思う。しっかりと政策として打ち出していく必要がある。待機児童をゼロにするということに取り組んでいくわけだが、そのときに考えなくてはならないのが、待機児童がゼロになったら、もう保育園をつくる必要はなくなるのかということである。そのあたりについて説明してもらえるか。

保育課長

待機児童をゼロにしても、さまざまな要素があると思うが、出生もあるし、ほかからの転入などさまざまなことが考えられる。また、待機児童が増えている主要な要因とし

て、女性の社会参加の拡大ということが考えられる。そのようなことから、一時的に待機児童をゼロにしても、そこで手を休めてしまうと、すぐに待機児童が増えてしまう状況であると考えている。したがって、待機児童がゼロとなった後も数年間にわたって一定数の保育所の整備は必要になると考えている。

教育長

大変息の長い対策をとっていかねばならない。待機児童をゼロにすることは可能かもしれないけれども、それを維持させるための努力は、相当な期間をかけて保育園をつくっていかねばいけないという、大変難しい施策である。ただ、実際、需要がある。保護者の方々にしてみれば、1日も早く待機児童ゼロの状態をつくってもらいたいと願っていると思うので、できるだけ早く待機児童ゼロに向けた一定の方向性をつくっていかねばならないと思っている。教育委員会としても、そのような方向性をできるだけ早く区民の方々に示すことが、ある意味では保育政策の一番大切なところだと思っているので、それについてはぜひ検討して、できるだけ早い段階で待機児童ゼロに向けた具体的なスケジュールリングを示していきたい。また、先ほどこども家庭部長から若干言及があったが、ニーズ調査に関する報告については、まとまり次第、ぜひお願いしたい。

委員長

ほかの方はいかがか。

天沼委員

今日お示しいただいたように、多様な形態の保育施設が新設されて、定員も増設されているが、なお待機児童が増え続けている。これは、保護者のニーズに応えきれていないということである。しかしながら、新しい形態の保育施設をつくるなど、前進してきていると思う。

また、教育委員会だけでは解決できない問題もあると思う。近年、社会へ進出する女性が多くなっていることから、企業の中で子供を預けられるような形態を考えていかねば、現在の就労形態からすると難しいところも出てきているのではないかと思う。例えば、小さい子がミルクを欲しがったときにすぐに駆けつけられるような場所に施設があれば、自分で保育が可能なのだが、離れたところに施設があると、そのようにはいかない。非常に難しい問題ではあるが、細かいところについては、教育委員会だけでは解決できない部分が残されているのではないか。

また、入所に関する手続きが難しいというご意見を聞くこともある。育児経験の浅い若いお母さん方は、そのような手続きが少し苦手でないかと思う。できれば、施設に入所する際の手続きが非常にわかりやすく、スピーディーに、すぐに入所が可能なのかどうかわかるようなものにしてもらいたい。入所手続きなどが簡素化されれば、何か月も問題を引かずってしまうようなことがないと思う。複雑化している部分があるので、手続面のこともあわせて考えていただければと思っている。

委員長

今までも手続方法については適宜修正されてきたように伺っているが、さらにそのような方向で課題として取り上げていきたいということかと思う。

こども家庭部長

手続のことではないが、我が国の現在の保育についての法体系だが、平成21年に育児介護休業法が改定され、1年半まで育児休業が取得できることになった。これは公務員も民間も同一の法律によって行われている。その間については、給料をもらっているときの約半額が育児休業手当金として受けられるが、金額は半額になってしまう。

また、その一方で、今までは、配偶者が育児休業をとっていた場合、もう片方はとれなかったが、保護者が両方ともとれるように改善された。ただ、先ほど申し上げたような金銭的な問題があり早期に復帰する、また、現在1歳児が保育所に一番入りにくいという状況があり、0歳のときから早々に育休を切り上げて、職場復帰して、0歳のうちから保育所に入ってしまったほうが入りやすいというような動向がある。国では、この新しい制度の中で、民間企業内保育の充実、3歳まで育児休業制度延長、また一方で、0歳児のときに職場に急に復帰することのないように、一定程度の企業努力や、また保育園の増設というように、さまざまなものを絡めて実施しているところである。練馬区においても、区独自に取り組めることは取り組んではいるが、そのような意味では、国や都など、いわゆるもう少しグローバルな意味での取り組みが待たれるところである。いずれにしても、先ほど申し上げたように、育児休業については一定の緩和が図られているので、そのような制度を使いながらということになる。

また、点数によって入所ができる、できないというやり方についても、毎年マイナーチェンジを繰り返しながら、最も合理的なもので行っているところである。残念ながら不足している定員枠を基準に基づき判定しなければならない状況がある。これについても、保育園の増設の中で少しずつニーズに応えられるような状況をつくっていきたいと考えている。

外松委員

関連いたしまして、国も企業内保育の充実を図っているということであるが、より充実されていれば、先ほど天沼委員の発言にもあったように、母乳で育てている方は授乳もできるかもしれないと思うわけだが、練馬区の企業でそのような企業内保育室を設けているところはあるのか。

保育課長

6か所程度あると思う。ただ、企業としては、2法人と把握している。1つの法人は1か所持っていて、あとの5か所を1法人が持っている状況である。

委員長

区内の企業で企業内保育室を設けているところがあるのだな。

外松委員

そのような企業に対して区から補助が出ているのか。

保育課長

現在のところ、補助金を出すような形態となっていない。国で、企業内保育所の一定の割合を地域の方に開放することができれば、一定の補助金が出るような仕組みについて今検討されているところである。設備的な面を考えると、改装しなければならないところが発生すると考えている。

委員長

先ほど天沼委員から課題が1つ上げられたかと思うが、成果についても大変努力しているというお話があったかと思うが、その成果についてどなたかご発言いただけないか。

外松委員

成果については、このように、この6年間の推移を示していただいたが、働くニーズが高く、区としては預かる施設を増やしても増やしても待機児童は年々増えていってしまうという状況である。区民の皆さんの要望に応じて、1人でも多くの児童を預かれるようにという努力は続けてきている。これは明らかだと思う。

そして、預かる場所の形態も、幼稚園を除いて8種類と増えてきていて、さまざまなニーズに近づけようという努力は行っているととらえてよいのではないか。

委員長

それにつけ加えさせていただくと、平成22年から平成24年に集中的な整備期間として1,824人の定員増を図っているわけだが、その内訳を見ると、認可保育所のほうが1,471人で、認可外が353人という数になる。それぞれを比較してみると、4倍近く認可保育所の定員を増やしているのだから、これは保護者のニーズに添った増やし方だと言えると思う。その点も評価できると私は思った。

安藤委員

私も数という部分では、毎年計画的に、また計画以上の数を増やしているということで、大変評価できると思う。

また、今、保育所の話が中心だが、それ以外にも子育て相談の施設なども民間にお願いするなどして、さまざま充実が図られてきている。

委員長

それでは、成果に続いて、課題ということでご意見があったらお願いします。

安藤委員

課題については、前回か前々回でお話ししたことと重なるが、また、外松委員からも先ほどお話があったように、器という部分では大変充実していると思うが、内容とい

う部分で、子供たちが遊ぶ園庭がないというように、駅には近いが保育環境、生育環境として必ずしも望ましいものではないとは言わないが、もう少しよい環境が望まれるのではないかと感じる。

またもう1つは、天沼委員が先ほどおっしゃったが、特に行政側の対応が悪いということではないが、待機児童に関してさまざまな審査請求等が行われている。説明が十分ではないと思われてしまったり、十分に説明をしていても、なかなか理解していただけなかったりという状況があるようである。最初から入所できない場合もあるということを含めて納得していただけるような説明が求められていると思う。

委員長

まだまだ定員枠が不足する状況が続く可能性があるというところで、丁寧な対応がより一層大切であるというご意見かと思う。

ほかにいかがか。

天沼委員

国が進めている待機児童解消加速化プランで10事業に参加しているのは全国1位で、練馬区が一番先頭に立って取り組んでいる。国がそのようなプランを示す前に既に区として始めていた事業がその中に幾つもある。この保育事業については、待機児童が出てはいるが、教育委員会の中にこども家庭部が移管してきてからの短い期間の中でも、急速に改革というか、新設、増設が進められてきている。これは成果として評価できるのではないかと思う。

今後、ここでよしとするわけにはいかないが、国の定めた10事業を活用して成果を出していくことが大きな課題になってくると思う。それと同時に、練馬区が独自でできることが、ここにあるような多様な形態の保育施設を整備していくことだと思うのだが、このようなところを着実に、施設数だけでなく、保育者の発掘と育成というところも含めて進めていっていただきたい。それから、格差について発言したが、今後、補助金などいただけるところはいただいて、その補助金を生かして、少しでも差が出ないように、そのような部分でのサービスの是正、格差の是正を図っていただきたい。成果に課題が含まれてしまうようなところもあったが、成果として発言させていただいた。

教育長

視点が少し違うが、これから保育園を増やしていくにしても、それを運営する主体の問題があると思う。我々としては、民間の企業に待機児童の問題を含めて誘致しているわけだが、やはり子供を預かる施設だから、十分な運営能力を持っていて、しっかりとした保育理念のもとに保育を行ってもらわなければならないわけである。ぜひ、これから保育園を増やす際には、どうしても民間の企業を誘致する形態が多くなると考えられるので、その運営主体の財政状況、あるいは運営に対する考え方をしっかりと見定めて誘致していただきたい。多くの自治体で待機児童の問題が取り上げられているので、保育士の不足という問題が起こる可能性が十分ある。それに対する養成も含めた中長期的な展望に立ち、優秀な保育士の確保、そして、しっかりとした運営主体の確保と

いうものも、課題としてしっかりと認識してもらって、この待機児童の問題、また、保育士の問題に対して対処できるような仕組みをつくってもらいたいと思う。課題として、あるいは今後の方向性として申し上げたいと思う。

委員長

先ほど安藤委員からも保育の質という話があったが、保育士確保という点もそれに関連することであると思う。

外松委員

保育の質と関連してくるかと思うが、認可保育所等は、おそらく、父母の会というものがある、そこで困ったことなどを相談したり、また、逆に先輩の親御さんの姿を見たりして学んでいくということができると思う。しかし、非常に小規模的なところの場合、親御さんが子供預ける中で生じた悩みごとを、直接施設側と相談するということが難しいところもあると思う。現実的に起こり得ることなので、そういうことを受けとめる場所が必要ではないかと考える。

委員長

そのような対応の窓口になっているようなところはあるか。

保育課長

ご意見、ご要望ということであれば、保育課にメールが届いたり、窓口で相談を受けたりという状況である。

委員長

その体制を充実させていただきたいというご意見であろう。

外松委員

今後必要な場面が出てくるのではないかと考えた。

天沼委員

幼稚園にあるような保護者連絡会、協議会のようなものができればよいと思う。お互いに問題を持ち込んで、保育士と一緒に検討するような仕組みが、このような小規模の施設にできれば、それぞれが孤立せずに問題を共有していけると思う。

委員長

ほかの方が主導していくというのは難しい部分もあると思うが、そのような情報を提供、共有できるとよいと思う。

事務局としてはいかがか。

保育課長

公立ではなく、私立の運営となっているので、どこまで区が立ち入るかという問題はあると思うが、天沼委員がおっしゃるような一般的な見地で取り組んでいきたいと考えている。

委員長

成果と課題、方向性について、少しずつご意見をいただいたと思うが、今回いただいた資料2 - 1にもそのような点が1、2、3と書かれていると思うので、それらと今回の意見をあわせて資料にまとめていただくとありがたい。

安藤委員

保育サービスのところで、幼稚園についてはいかがか。

保育課長

資料2 - 2には、同じ年齢層の方を対象にしているということで、幼稚園を参考に記載しているが、今回のテーマについては、その手前の小規模保育までということになる。

委員長

この仕切りの線を見やすくしていただくとよいかもしれない。細かいことだがよろしく願います。

それでは、本日の審議はここまでとして、継続としたいと思う。

事務局においては、本日の審議を踏まえて必要な資料をまた次回提出していただきたいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

全国学力・学習状況調査結果の概要について
石神井東小学校における個人情報の紛失について
大泉南小学校における個人情報の紛失について
「練馬区成人の日のつどい」の開催について
その他
第32回練馬児童劇団発表会の開催について
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

今日は5件ある。よろしく願います。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

天沼委員

個に応じた指導のところは、東京都の基準と国の基準でずれが生じているということがよくわかった。質問内容を見ると、個に応じた指導というのは、習熟度別指導やチームティーチングの実施ということであり、これは子供たちの問題というよりは、学校でそのようなものをどの程度取り入れているかということに関係してくる。練馬区の状況を他区と比較すると、習熟度別指導やチームティーチングなどがやや少ないと思う。先生方に工夫していただければ、ありがたい。

それから、小学校も中学校も学習習慣の数値が若干低い。質問項目を見ると、家での自発的な学習、宿題、予習、復習となっている。家で自発的な学習をしていないということか。自発的と言えるかどうかかわからないが、宿題を出していれば、この数値は増えてくると思う。学校から働きかけて、少し宿題を出したり、予習させたり、復習させたりすることで、数値は上昇してくるのではないか。

委員長

ほかの方はいかがか。

教育長

今、天沼委員から、個に応じた指導が、全国と東京都でずれが生じていて、そのことについて理解できたということであったが、私はよくわからない。練馬区は全国の基準より個に応じた指導がよくて、なぜ東京都の基準にあわせるとこんなにも悪くなるのか。そもそも東京都の基準とはどういうものなのか。全国の基準とはどういうものなのか。

教育指導課長

個に応じた指導についてである。質問に書かれている算数の少人数の習熟度別指導というものについては、東京都の場合、算数で少人数加配を全都的に行っているため、全国に比べると基準が非常に高い。また、東京都と比較した場合の練馬区の課題についてであるが、練馬区の学校の回答結果だが、校長先生方が中心となり回答されている。少人数加配を算数だけではなくほかの教科にも広めていきたいというご意思、ご希望があり、意識が非常に高いということから、東京都の基準からすると若干低い結果となる。今後さらに取り組む余地があるという意識を持っているということである。

外松委員

私も実際現場に行くと、加配でクラスを分けて授業しているところをよく見かける。

なぜ東京都の基準となると、この部分が大きく欠けてしまうのか不思議であった。よりよいものを目指していくという意識のあらわれと考えればよい。

教育長

学習習慣についてはいかがか。この結果をもとにして、今後練馬区としてどのように取り組んでいくのか。このままでよいという考えなのか。それとも、しっかりと家庭学習を習慣づけさせるべきと考えて工夫をしていくのか。

教育指導課長

家庭学習についてである。全国の平均に比べて家庭学習を与えている教職員の割合や、教職員で共通理解しながら家庭学習の働きかけを行っているかという部分で課題が見られた。学力の調査の結果から、ほかの自治体が成果を上げている取り組みの1つとして、家庭での復習が挙げられる。練馬区においても、区独自で行っている学力調査の結果等を踏まえながら、非常に効果が大きいとされる予習・復習等の取り組みについて各学校に働きかけを行い、次年度以降、家庭学習の充実に向けて取り組んでいきたいと考えている。

委員長

本調査の結果から、他県は家庭学習が盛んであることや、東京都内の他区でも区上げて家庭学習に取り組んでいるところもある。今、教育指導課長から、練馬区においても家庭学習に力を入れるよう働きかけていくというお話があった。よろしくお願ひしたいと思う。

教育長

最近は、塾でしっかりと勉強させたいので学校の宿題をできるだけ出さないでほしいという保護者もいるそうである。学校は対応が大変である。

委員長

宿題を出す、出さないということではなく、家庭で学習する場合、このような学習ができる、あるいはこのようにしたらよいというガイダンスのようなものがあるとよいかもしれない。

外松委員

教育長からお話があったが、現実の話だと思う。学習塾に通っているお子さんが多いので、現場の先生は、特に高学年に関して、家庭学習をどの程度出すかということに悩みが多いのではないかと。都道府県によっては、それほど学習塾もなく、公立学校で家庭学習にしっかりと取り組み、学力アップにつながっているところもあるようだ。しかし、都心の学校はその辺が悩みどころである。しかしながら、学ぶ習慣は非常に大事なものであるから、なんとか習慣づけていかなければならないことだと思う。

委員長

一律には難しいというご意見をいただいた。

安藤委員

私は、小学生の生活習慣が、全国や都の基準を上回っていて、よかったと思った。学校や教育委員会が取り組むことの難しい部分だと思うので、このようなところがしっかりしているということは大変よいことである。

中学生の規範意識についてだが、東京都の基準を若干上回っている。学校での指導や、家庭での指導が十分にできていると思った。

委員長

細かい質問になるが、中学校の学校質問内容の中に学力向上に向けた取組・指導方法とあり、その最後に、普通教室でインターネットを活用した国語の授業、国語で生徒がコンピュータで発表する活動とある。国語と教科を限定しているが、これは国語であまりインターネットやコンピュータが使われないからか。どのような意図で国語となっているのか教えていただきたい。

教育指導課長

質問の内容についてだが、前年度に国語の授業において、普通教室でインターネットを活用した授業を行ったかということであり、これは教員に対する質問となっている。今回の調査科目が国語と算数、数学となっていたため、その教科に関する指導の内容について質問されている。そのため、国語だけでなく、算数、数学についても同様の質問があった。

委員長

そういうことか。わかった。

教育指導課長

レーダーチャート式のグラフの結果については、今回学力調査を全ての小学校、中学校で実施したため、結果分析の1つの手法として、文部科学省がこのレーダーチャート式のグラフを用いた。このレーダーチャート式のグラフは結果を俯瞰的に見ることができる。しかし、何を根拠に全国平均となっているのかというような細かい分析については、こちらに資料配付がなかった。東京都教育委員会を通じて、文部科学省に、レーダーチャートグラフの見方、細かな数値等について、問い合わせたが、そのようなものは配付してもらえなかった。全体をとらえて1つの傾向を見るグラフということでご理解いただきたい。

天沼委員

他の自治体で、学力調査の結果を公表する、公表しないということが新聞紙上などで話題になっている。今のお話だと、全国学力調査の結果の数値は教育委員会でも出さな

いのか。

教育指導課長

説明が不十分であった。この意識調査の結果は、全国平均は何をもとに平均とされているのか、また、練馬区が上回っているのは、「はい」と答えた人が多いからなのか、それとも、「大体できる」と答えた人数が多いのか、そのような細かなところが数値として伝えられていないということである。学力調査の数値については、本委員会でご報告したとおりである。

委員長

それでは、この件に関してはよろしいか。

それでは、報告の2番と3番は関連するものなので、一括してお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問がありましたらお願いする。

天沼委員

石神井東小学校の5年生の担任の件だが、公務員は職務を退いた後も秘密を漏らしてはならないという法律があるにもかかわらず、飲酒したために鞆をなくしてしまった。どこへ行ったかわからないという状況であり、お酒を飲むのもほどほどにさせていただきたい。

大泉南小学校の件だが、3月末ごろ、転入学を担当する教員は転入学簿がないことに気づき、8月末に転入学簿が紛失していることを校長に報告した。そして10月17日に校長が教育委員会へ報告したということであるが、教育委員会に報告が入るまでに半年間かかった。転入学簿という大切なものがなくなっているにもかかわらず、届け出るまでの間に随分時間がかかったと思う。また、保管庫は職員室内にあり施錠できるものなので、鍵を持っていて開錠できるのは、内部の人に限られる。持ち出して、それがどこかに紛れ込んでしまい、そのままなってしまったということであろう。ずさんな管理であり、報告までに時間がかかり過ぎたと思う。

教育指導課長

経緯についてだが、3月末に転入学簿がないことを副校長が確認していたが、もしかしたら見つかるのではないかと、また、どこかのほかの文書とともに紛れ込んでいるのではないかと甘い認識のもと、副校長が対応せずにそのままにしてしまったということである。

また、校長についても、8月末に報告があり、その後、10月に教育委員会に報告ということだが、ここでも時間がかかっている。この期間についても、校長の中に、転入

学簿が出てくるのではないか、どこかにあるのではないかという甘い認識があったと考えられる。このような場合については、文書等がなくなった段階、または見つからなかった段階で、直ちに教育委員会に報告するようにと厳しく指導したところである。

教育長

石神井東小学校の件についてであるが、教員も人間だからお酒を飲むこともあるだろう。大人だから節度を持ってお酒を飲むのであれば、余計なことを言う必要はないと思うが、そのような場で個人情報を持っていたことが問題だと思う。そもそも、学校は個人情報をたくさん抱えている。全ての文書が子供や保護者に関する個人情報である。この個人情報を学校外に持ち出すということは、どうしても家でやらなければならない仕事があり、その個人情報がなければ家で作業ができないということだと思うが、教育委員会では持ち出しはいけないものと、校長の許可があれば持ち出すことができるものと分けている。今回、この文書は校長の許可を得られれば、持ち出すことができる文書であったようだ。ところが、今回のケースは、校長の許可を得ていない。許可を得ないで個人情報を持ち出し、酒席にそのようなものを持っていこうということが理解できない。ここが最大の問題だと思う。

その辺で、個人情報に対する認識の甘さが問われるし、この問題については、この事件、事故が起きたこの学校だけではなくて、全ての学校において、個人情報に対する認識を改めて徹底させなければならないと思っている。

大泉南小学校の件についてである。ご承知のとおりこの学校では、今年の5月、教材費がなくなっている。そのような内部的に管理するものが、しっかり管理できていないという印象が1つある。

それから、もう1つはこれも同じように個人情報に対する認識の甘さということになると思うが、おそらく学校の中でなくしたのだから、どこかから出てくるだろうということ、状況を見ていたと思うが、時間だけがたってしまい、最終的に校長先生に報告し、教育委員会にも報告があったということである。やはり個人情報に対する認識が、日常的ななれによってなおざりにされていることが、今回の2つの事件で如実になった。我々事務局としては、今後、2つの学校だけではなく、全学校、そしてまた、あえて言えば教育委員会が所管している全ての施設において、この問題に取り組みなければならない。改めて個人情報の管理の問題については、先生方に個人情報を扱っているのだという認識をしっかりと持ってもらうことが重要である。もう既に通知を出しているが、これから具体的な仕組みをどのようにするか早急に検討してまいりたいと思っている。

いずれにしても、先ほど教育指導課長からもあったように、このような事件・事故は、児童生徒の学校に対する信頼、また、保護者の学校に対する信頼、区民の教育に対する信頼を失わせるものである。今回このような事件・事故により、信頼を失わせてしまったことに対して、教育長として、おわびをし、今後このようなことが起こらないように早急に手だてを考えなければならないということ、改めて申し上げさせていただく。

委員長

教員は自宅に持ち帰って仕事をするということが常態化している部分がある。その中

で個人情報に値するかしないかということをしっかりと峻別することが大事であると思う。

それから、学校の机の上に子供の成績などを広げておいて、少し席を外したときに子供がそれを見てしまったということを聞いたこともある。本当に個人情報を扱っている場面は多々あるので、今教育長がおっしゃったように、意識をより高めて、アンテナをしっかりと張って行動することが大事である。そのことを改めて認識していただく必要があると思う。

外松委員

教育長と委員長から話があった。両方の件についてだが、もちろん、校長先生や副校長先生が指導していかなければいけないが、教職員の1人1人が、大事な立場にいるという自覚をしっかりと持つことが必要だと思う。特に大泉南小学校の処遇などに関しては、転入学簿がないと言われて、実は自分が見ていて、自分のところにあるけれども、雰囲気上言えないという事態も想定される。もし、そのようなケースであれば、なかなか失態を自分から明かすのは勇気の要ることだが、そのような勇気も必要であると思う。特に公務員の場合は、職場を離れても公務員としての自覚を持って、退職するまで、そして退職した後も、それこそ生涯を終えるまで自覚を持って生きていかなければならない仕事であると思う。大変だが、教職員の皆さん1人1人に、もう一度さらに自覚を深めていただきたいと思う。

委員長

それでは、よろしいか。

それでは、報告の4番についてお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

特に昨年と変わったところはないようだが。

青少年課長

はい、特になし。

委員長

それでは、ご意見あるか。

よろしいか。

それでは、その他の報告をお願いします。

青少年課長

お手元に資料7として、第32回練馬児童劇団発表会のチラシを配付させていただい

た。発表会の日時は、11月23日である。昼と夜2回公演をする。別途、委員の皆様にはご招待状をお届けさせていただく。ご来場いただければ幸いである。

報告は以上である。どうぞよろしく願います。

委員長

質問はあるか。

それでは、その他の報告はあるか。

それでは、初めにお諮りしたとおり、案件の最後に議案第40号を非公開で行う。

なお、この案件が最後の案件になっている。したがって、本日の定例会の傍聴はここまでとなる。

それでは、傍聴の皆さんと、議案関係者以外の事務局職員は退席を願います。

非公開による審議（秘密会）

委員長

以上で、第21回教育委員会定例会を終了する。